

Q1 著作権者の許諾なしに、授業で著作物を利用できる条件について教えてください。

A 教育機関における複製等（著作権法35条）では、学校その他の教育機関における対面授業で次に掲げる一定の条件を満たしている場合には、著作権者の許諾を得ることなしに著作物等を利用することができますという権利制限を定めています。

1. 営利を目的としない教育機関であること
2. 授業担当教員又はその授業を受ける者が複製すること
3. 本人の授業で使用すること
4. 授業で必要とする限度内であること
5. 既に公表された著作物であること
6. 著作物の種類及び用途並びに複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害さないこと
7. 慣行があるときは出所の明示をすること



よくある！！

Q & A

日々の研究・診療・教育・管理・運営において著作権のことで困ったことや疑問に思ったことはありませんか？

医学メディアセンター著作権ヘルプデスクでは、著作権に関する相談を受け付けます。

主なサービス

・リポジトリ掲載許諾調査

博士論文や修士論文、また学術雑誌に執筆した論文を「東邦大学学術リポジトリ」で公開する際、掲載に関するポリシーが不明だった場合にお手伝いいたします。

・著作物の利用についての相談

研究、診療、教育、管理・運営における、著作物の利用についてご相談を受け付けています。

・ヘルプデスク窓口：

医学メディアセンター本館カウンター

・受付時間：平日：9:00～17:00

※上記時間以外での相談申し込みをご希望の場合は、事前にご連絡ください。

・担当者（内線番号）：大谷(2445)、黛(2467)

・受付メールアドレス：

mnc_copyright@ml.toho-u.jp

Q2 講義資料を事前に配布してはダメですか？

A 事前配布は対面授業には該当しませんので、教育機関における複製等（著作権法35条）に基づく第三者の著作物の配布はできませんが、引用（著作権法32条）として第三者の著作物を利用するのであれば問題ありません。



Q3 引用についての「権利制限」を教えてください。

A 引用（著作権法32条）では、著作物を引用して利用することができるとしています。出所の明示さえすれば「引用」してよいと誤解されていることもありますが、出所の明示は条件の一つであり、次に掲げる条件を満たしていなければ正当な引用には該当しません。

また、引用における利用方法は限定されていません。そのため、営利、非営利問わず、複製だけでなく、ウェブ上で公開（複製、送信可能化及び公衆送信）することも可能です。

1. 既に公表された著作物であること
2. 公正な慣行に合致すること
3. 報道、批評、研究など引用の目的上 正当な範囲内であること
4. 出所の明示をすること



Q4 「引用」と「転載」の違いについて知りたい。

A

転載とは、引用の範囲を超えて、既存の出版物等から文章や図表等を別の出版物に掲載することです。転載する場合は、必ずその著作物の著作権者から書面で転載許諾を得なければなりません。出版権が設定されている場合は、出版権者（通常は出版社）の許諾も必要です。



Q5 購入したDVDやウェブ上の動画を授業で利用することはできますか？

A

公表された著作物は授業で利用することができます（著作権法35条、38条）。ただし、著作権法35条では「授業の目的を超えた放送番組のライブラリー化など、著作権者に不当に経済的不利益を与えるおそれがある場合にはこの例外規定は適用されない」とありますので、不当に経済的不利益を与えない範囲となります。なお、ネット上の動画は利用規約でダウンロードを禁止していたり、私的利用以外での利用を認めていないことがありますので注意が必要です。



Q6 地図を改変して、講義で提示する場合も出典明記は必要か？

A

- ・地図は一般的には「図形の著作物」に該当します。
- ・授業でそのまま利用する場合は問題ありませんが、改変しての利用は権利制限の範囲外となります。
- ・ただし国土地理院などは、改変しての使用を、次の条件のもと認めています。「出典とは別に、編集・加工等を行ったことを明記すること」



Q7 テスト問題に著作権は発生するか？一般論を示してほしい。

A

- ・一般的に、試験問題には、設問や構成に、出題者の創意工夫が認められるとされ、試験問題全体でひとつの著作物（編集著作物）と考えられています。
- ・しかし個々の問題については、簡単な計算問題から文章問題まで様々なものがあり、著作物かどうかを一律に判断することはできません。



Q8 学生が、授業の様子を写真や動画として保存したり、拡散する行為に問題はありますか？

A

- ・写真や動画として保存する行為は著作権法上の複製にあたり、私的使用目的の複製であれば、著作権上の問題は発生しません。
- ・拡散する行為は、著作権の侵害となるので、注意が必要です。

